

消防予第366号
平成23年9月29日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について

平成16年消防法改正による住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置義務化については、平成23年6月までに全国全ての市町村において施行されたところですが、各消防本部におかれましては、住警器の設置対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、平成23年6月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約3割にのぼり、特に、聴覚障がい者世帯においては、一般的に流通している住警器は音による警報を発するものであり聴覚障がい者には覚知が困難であることや、聴覚障がい者の方に対応した光警報器等の流通価格も高額となっていること等から、その設置率は未だ低い状況になっています。

このため、消防庁では、低所得の聴覚障がい者を対象に光警報器等の補助警報装置を付属した住警器の無償給付等を行う事業主体に対して、当該経費の補助を行うことにより、当該住警器の設置を推進することを目的とした「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（別添1）を実施することとしました。今後、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業公募要綱」（別添2）に基づき、事業主体を公募により決定し、事業を実施することを予定しております。

なお、本事業については、消防庁において厚生労働省社会・援護局保護課及び障害保健福祉部企画課自立支援振興室と調整済みであり、「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施に際しての調査に関する情報提供等について」（平成23年9月29日付け事務連絡（別添3及び別添4））が各都道府県民生主管部障害保健福祉主管課及び生活保護主管課宛てに発出されておりますので、各市町村福祉部局と連携を図り協力いただけるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

各消防本部等におかれましては、上記の趣旨に鑑み、事業実施にあたって、支援対象者の把握及び周知、事業主体への指導等の協力方よろしくお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課 滝、児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail: t2.ishikura@soumu.go.jp

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の普及支援事業 概要

聴覚障がい者対応型の住警器の普及が著しく進んでいない現状に鑑み、当該機器を調達して低所得の聴覚障がい者に無償給付等する事業の実施主体に対し、消防庁から予算補助（補助率：定額（10/10））を行う。【平成 23 年度「元気な日本復活特別枠」：3.2 億円（繰越明許費）】

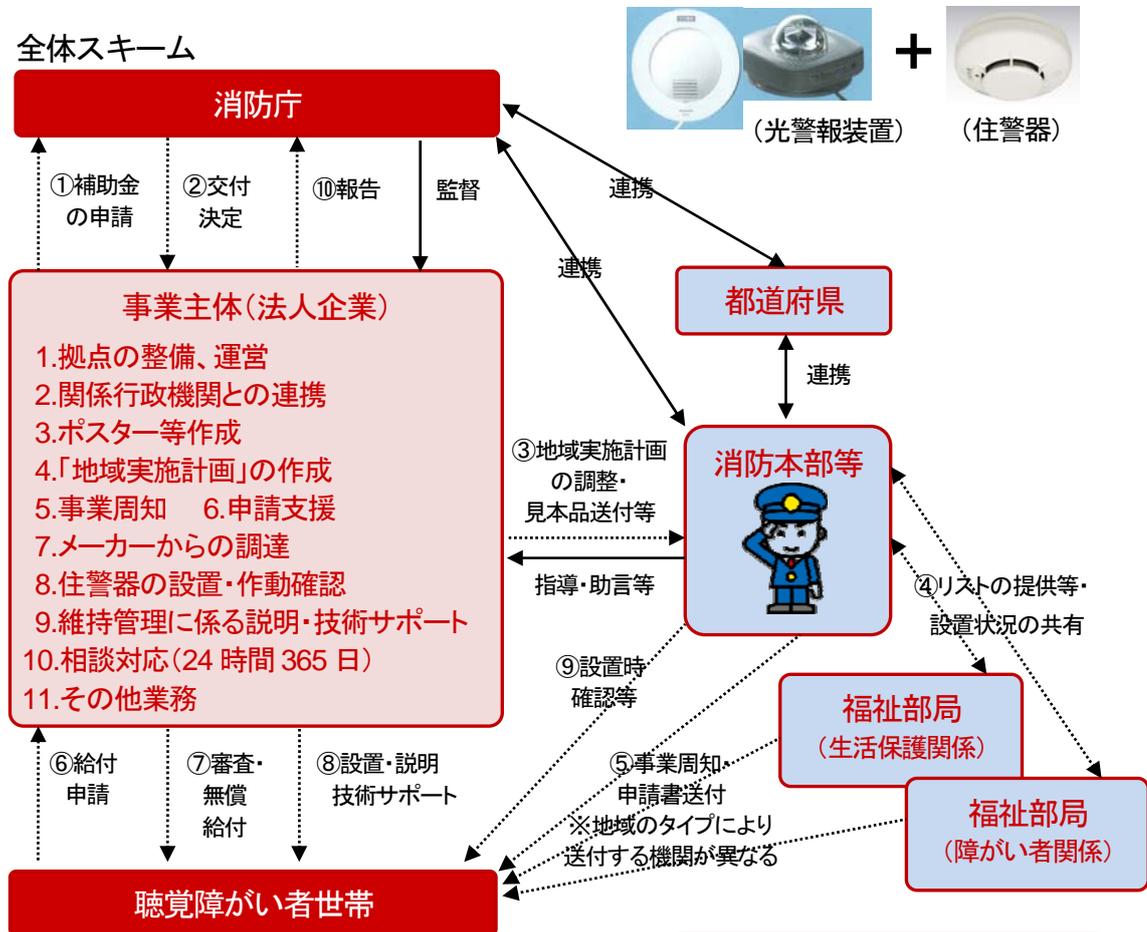
1. 事業の対象者（1.4 万人程度を想定）

- ① 生活保護受給者であること。
- ② ①の者が世帯主となる世帯の構成員に聴覚障がい者が含まれること。
- ③ ②の者が居住する住宅に、聴覚障がい者対応型の住警器が未設置であること。

2. 調達物品

光警報装置等を接続（有線又は無線）することで、音と光等による警報を発する住警器を調達。（警報手段、仕様等については公募要綱「別紙3」を参照。）

3. 全体スキーム



具体的役割【※実施機関】

- ① 事業主体との協議窓口の設置（「地域実施計画」の作成補助）【消防本部等】
- ② 関係行政機関との調整窓口の設置【都道府県・消防本部等】
- ③ ポスター、リーフレット等を活用した事業周知の実施【全機関】
- ④ 事業主体が行った住警器の設置状況の確認【消防本部等】
- ⑤ 聴覚障がい者世帯からの問い合わせ等の対応【全機関】
- ⑥ 住警器設置に合わせた住宅防火対策の指導【消防本部等】

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業 公募要綱

1 事業の目的

平成 23 年度政府予算による「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金」により、国が下記 2 (1) に示す補助対象事業を行う法人又は法人の連携主体（以下「補助事業者」という。）に対し、その経費の補助を行うことで、低所得の聴覚障がい者の方に対し、聴覚障がい者の方が火災を有効に覚知できる住宅用火災警報器（以下「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」という。）の普及を推進することを目的とする。

2 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、次の各号に掲げるすべての業務を行う事業とする。

ア 支援対象者に対し、次に掲げる支援を行う事業に関する業務

(ア) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の無償給付

(イ) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置、作動確認、維持管理等に係る必要な説明及び技術サポート

イ アの業務に附帯して必要な次に掲げる業務

(ア) 相談対応に関する業務

(イ) 関係行政機関、関係団体等との連携に関する業務

(ウ) 拠点の整備及び運営に関する業務

(エ) 事業周知業務

(オ) その他の業務

(2) 支援対象者

支援対象者とは、次に掲げるすべての条件を満たす者をいう。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（昭和 29 年社発第 382 号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）（申請中の者を含む。）であること。

イ アの者が世帯主となる世帯の構成員（アの者と生計を一にする者をいう。）に、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に限る。）を所持する身体障害者又は同等以上の障害を有する者（18 歳未満の者を含む。）が含まれること。

ウ イの聴覚障がい者が居住する住宅に、住宅用火災警報器及び住宅用火災警報器と連動する補助警報装置のうち聴覚障がい者が火災を有効に覚知できるものが未設置であること。

なお、アについては、申請時点では扶助を受けていないが生活保護申請中の者である場合には、本事業への給付申請を行うことを可能とする。この場合には、生活保護の受給決定後に、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置工事を実施するものとする。

また、イに定める「同等以上の障害を有する者」とは、申請時点で障害者手帳申請中の者とする。この場合には、障害者手帳交付後に、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置工事を実施するものとする。

(3) 事業規模

317百万円

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、(1) ア及びイに掲げる経費の総額とする。ただし、補助対象経費は、「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱」（平成23年4月22日消防予第107号。以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づく交付決定の日以降に財産の取得、労務費等の支払い行為が発生するもの（発注から支払いまで）で、(5) に示す補助対象事業の実施期間内に終了するものに限るものとする。

(5) 補助対象事業の実施期間

交付決定日から平成24年3月31日までの期間とする。

なお、事業が平成24年3月31日までに終了しない場合は、交付要綱第12条の規定に基づき所要の手続き等を経た上で、消防庁の指示を受けるものとする。

3 本事業公募参加に関する条件等

(1) 複数応募の禁止

公募参加者（法人の連携主体である場合はその構成員を含む。以下同じ。）及び公募参加者と資本関係又は人的関係のある者（※）は、本事業における別の公募参加者（法人の連携主体である場合はその構成員を含む。）にはなれないものとする。

（※）資本関係のある者

以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年

法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 親会社(会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(※) 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、(c)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(c) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 公募参加者の参加資格要件

ア 法人格を有する団体及びその連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。)であること。

イ 本事業を実施するだけの体制(全国規模での実施体制、個人情報管理体制、資金管理体制等)を整えていること。

4 補助対象事業において実施すべき業務

(1) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の無償給付に関する業務

ア 無償給付は現物給付により実施するものとする。なお、各支援対象者に無償給付を行う聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の台数は、支援対象者が居住する住宅における寝室(聴覚障がい者が就寝する場所に限る。)の数とし、各市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている居室等には、音による警報を発するものを必要な数を給付すること。

なお、給付する聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様は【別紙 3】に示す考え方に沿ったものとする。

イ 無償給付の実施に際しては、支援対象者に一切の費用負担を求めないこと。

ウ 支援対象者が居住する住宅が借家の場合は、必ず家主の了承を得た後に設置すること。その際には、原則として、支援対象者を通じて家主の了承を得るものとし、設置後に関係者間でトラブルにならないよう留意すること。

エ 無償給付は、5 (1) に示すところにより、支援対象者であることが確認された場合に限り、実施すること。

オ 多くの支援対象者に対し、本事業が展開できるようあらかじめ計画（補助対象事業の具体的な実施方法等（(4) アに示す地域実施計画、下記5 (1) から (4) までにそれぞれ示す審査要綱、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様及び設置基準、生活保護費との重複防止策、日常生活用具給付等事業との連携を含む。）を定めたものをいう。以下「事業実施計画」という。）を立て給付を行うこと。なお、一定期間実施した後に、当該計画が適切であったかの検証を行い、当該検証を踏まえて消防庁に協議すること。

カ 東日本大震災により被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）については、支援対象者の把握及び住宅への早期の設置が困難なところもあるため、関係行政機関、関係団体等と調整し、被災地域以外の地域と比べ不公平な給付にならないよう特に調整を行うこと。

（参考）JDF 東日本（東北関東）大震災被災障害者総合支援本部

<http://www.dinf.ne.jp/doc/JDF/index.html>

※全国13の障害者団体・関係団体からなる日本障害フォーラム（JDF）が平成23年3月18日に設置。

※震災で大きな被害を受けた被災障がい者を支援するとともに、今後の被災地の復旧、復興（新生）を支えるための取組実施。

(2) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置、作動確認、維持管理等に係る必要な説明及び技術サポート（以下「技術サポート等」という。）に関する業務

ア 技術サポート等のうち、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置、作動確認、維持管理等に係る必要な説明は、支援対象者の住宅又は、支援対象者が指定する場所において実施すること。

イ 技術サポート等の実施に際しては、支援対象者に一切の費用負担を求めないこと。

ウ 技術サポート等は、5 (1) に示すところにより、支援対象者であることが確認された場合に限り、実施すること。

エ 技術サポート等を円滑に行うため、24時間・365日対応の問い合わせ窓口（電話、FAX、メールその他の方法により、健常者のみならず聴覚障がい者からの問い合わせについても対応可能なものをいう。以下同じ。）を整備すること。また、無償給付を行う聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の操作方法（適切な状態で設置されていることの確認方法を含む。）や維持管理（増設や交換の方法を含む。以下同じ。）のポイント及び問い合わせ窓口の連絡先を掲載したリーフレットを作成し、アの技術サポート等の実

施時に支援対象者に配付すること。なお、リーフレットについては、支援対象者の障害の状況及び程度に配慮し、内容が理解可能なものとなるよう留意すること（例：盲ろう者への点字版リーフレット作成等）。

オ 支援対象者に対して、補助対象事業の実施期間が終了した後の技術サポート等についても周知すること。

カ 支援対象者の住宅において、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置及び作動確認等が完了した場合には、個別完了報告書（設置位置図、現場写真等の設置が適正に行われたことが確認できる書類を必ず添付すること。）を作成し、所轄の消防本部等に速やかに報告する他、定期的に消防庁に報告すること（消防庁に対する報告時期は事業期間の中間及び完了時点を想定しているが、具体的な時期については消防庁の指示に従うこと。）。

キ 技術サポートに対する問合せ並びに聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の利用及び維持管理に係る支援対象者の要望事項については、その都度記録として保存し、事業完了時に消防庁に報告すること。ただし、早急な対応が必要と認められるものについては、直ちに消防庁に報告すること。

(3) 相談対応に関する業務

ア 24 時間・365 日対応の問い合わせ窓口を整備し、相談者からの相談に応じること。

イ 相談対応の実施に際しては、相談者に一切の費用負担を求めないこと。

ウ 関係行政機関、関係団体等と連携を図り、可能な限り多くの相談窓口を設置するよう努めること。

(4) 関係行政機関、関係団体等との連携に関する業務

ア 補助事業者は、【別紙 1】に示す協議要領により、各消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）と協議の上、地域実施計画（事業周知、相談対応、無償給付、技術サポート等その他の各地域での事業実施に係る連携（消防本部等が指定する関係行政機関、関係団体等との連携を含む。）に必要な事項を定めたものをいう。以下同じ。）を作成し、当該地域実施計画に基づき事業を実施すること。

イ 関係行政機関、関係団体等との連携に際し、関係行政機関、関係団体等に対して一切の費用負担を求めないこと（関係行政機関、関係団体等との連携協議の中で同意が得られ、かつ消防庁が承認した経費支出、人件費等を除く）。

ウ 支援対象者の住宅等への訪問を行う際、申請時に支援対象者から希望があった場合は公的主体（市町村福祉部局及び消防本部をいう。以下同じ。）の立会いを受けるものとし、支援対象者の不安感の軽減に努めること（た

だし、地域実施計画においてやむを得ない理由により公的主体による立会いが困難である旨が明記されている場合を除く。)

(5) 拠点の整備及び運営に関する業務

ア 補助対象事業を円滑に実施するために十分な体制を確保するための拠点を整備し、必要な人員を確保すること。

イ 補助対象事業を円滑に実施するために必要な地域単位を任意に設定し、地域単位ごとに担当責任者及び連絡窓口を定めること。

(6) 事業周知業務

事業周知用の広報資料（事業内容（設置の必要性、相談及び申請方法を含む。）を周知するためのリーフレット等（映像資料の場合は、字幕等による解説を含む。）をいう。以下同じ。）を作成し、(7)の事業実施計画に基づき自ら事業周知を行うとともに、(4)の地域実施計画に基づき、広報資料を各消防本部等に送付し、関係行政機関、関係団体等と連携して事業周知を行うこと。

なお、地域実施計画に基づき、事業周知を図る上で配慮が必要な支援対象者の存在が確認できている場合には、障害の状況及び程度に配慮し、事業内容が周知可能なものとなるよう留意すること（例：盲ろう者への点字版リーフレット作成等）。

また、生活保護費や日常生活用具給付事業によっても住宅用火災警報器の設置が可能であることを紹介する内容をリーフレット等に記載し、支援対象者以外の方に対しても住宅用火災警報器の普及及び啓発に努めること。

(7) その他

採択決定後、補助事業者は消防庁と協議の上、その同意を得た事業実施計画に基づき、補助対象事業を実施すること。

5 業務実施上の留意事項

(1) 給付申請受付及び審査等

ア 【別紙2】に示す審査等の手順を踏まえ、消防庁と協議の上、審査要綱を定め、当該審査要綱に基づき、支援対象者であることの審査等を実施すること。

イ 審査要綱には、支援対象者が給付申請を行うための申込書の様式についても定めるものとし、当該様式については申請者が行う記載を容易なものにするよう特に配慮すること。また給付申請書類には、個人情報の取扱いに関する同意書を必ず添付させること。

ウ 申請書類の作成にあたっての問合せ対応、必要な補助を実施し、申請者の申請作業負担の軽減を図ること。また点字書類等による申請を希望される申請者があった場合には、対応可能となるよう専門スタッフの配置を行うこと。

エ 個人情報の取扱いに関する同意事項の細目については、地域実施計画の作成時に各市町村と調整を行うこと。また、個人情報の取扱いに関する同意書の内容は、補助事業者及び各市町村関係部局間の連絡調整に使用する場合を含むものであること（その旨をイの同意書の様式中に必ず記載すること。）。

(2) 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様及び設置基準

ア 本事業における聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様は【別紙3】第1に示す考え方に沿ったものとする。

イ アの仕様を踏まえ、【別紙3】第2に示す考え方を基本に、本事業における聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置基準を作成し、当該設置基準に基づき技術サポート等を実施すること。

(3) 生活保護費との重複防止策

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の無償給付に当たっては、生活保護費との重複がないよう、以下の措置を講じること。

ア 給付前の重複防止策

給付前の重複防止策として、申請者の住宅において行う技術サポート等の際に、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が設置されていないことを確認の後、設置及び無償給付の正式決定を行うこと。

イ 給付後の重複防止策

給付後の重複防止策として、無償給付を行った者のリストを市町村の生活保護担当部局に対し通知する等の方法により、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の設置について、生活保護費が重複して給付されることがないようにすること。

(4) 日常生活用具給付等事業との連携

申請者の希望により、本事業において定める機器の仕様を超える機器を設置する場合には、その超える部分の仕様に係る分については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号に定める日常生活用具給付等事業を活用するなど、市町村福祉部局と連携を図り、できる限り申請者の経済的負担が生じないように配慮すること。

(5) 調達・外部委託

ア 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を他の者から調達する場合や補助対象事業の一部を外部委託等する場合は、交付要綱第 10 条の規定に基づき実施すること。

イ 自社調達及び 100%子会社等から調達等を行う場合は、利益排除が行われていること（【参考資料】参照）。

(6) 個人情報の管理

本事業の支援対象者は、生活保護受給世帯等であり、個人情報の取扱いに特段の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備すること。具体的には、以下の措置を講ずること。

ア 秘密保持及び安全管理のための体制や内部規定を整備すること。

イ 管理者を明確にするとともに、定期的な内部チェック等を行うこと。

ウ 補助対象事業に関わる関係者に対し、個人情報の取扱いについての十分な教育を行うこと。また、当該業務の一部を委託等する場合には、業務委託先等の関係者向けガイドラインの策定及び啓発用パンフレットの作成を行うこと。

エ 日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合又は準じる体制を整え、個人情報について適切な保護措置を講ずること。

オ 保有する個人情報又は当該個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（補助対象事業の終了を含む。）には、当該個人情報の復元及び判読が不可能な方法により、消去又は当該媒体の廃棄を行うこと。

カ 外部委託等を行う場合の委託等先を含めアからオまでの体制を確保すること。

(7) 事業経理

補助対象事業の経理について、交付要綱第 19 条の規定を確実に遵守できる体制を確保すること。また、すべての支出に関して領収書等の書類を保存・整理し、消防庁の指示に応じ、消防庁へ提出できる体制を確保すること（交付要綱第 15 条に基づく額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか厳格な審査を行うこととなることから、経理処理について十分に対応できる体制を前提とした応募を行うこと。）。

(8) その他

ア 支援対象者の求めに応じて、必要なコミュニケーションが行える体制により実施するものとする。また、技術サポート等その他の業務において、聴覚障がい者とのコミュニケーションが必要な場合には、支援対象者が指定する専門スタッフ（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者等をいう。以下同じ。）と同行すること（支援対象者が指定する専門スタッフがない場合には、事業者が独自に派遣する専門スタッフと同行すること。）。なお、専門スタッフ派遣に際して、支援対象者に一切の費用負担を求めないこと。

イ 関係行政機関、関係団体等との連携を密に図り、各地域における住宅用火災警報器の設置推進施策との適切な整合を図るよう努めること。

ウ (1) の審査結果、(3) の生活保護費との重複防止策に掲げる措置を講じた場合には、その都度記録として保存し、定期的に消防庁に報告すること（報告時期は事業期間の中間及び完了時点を想定しているが、具体的な時期については消防庁の指示に従うこと。）。

エ 配付事業を一定期間実施した後に、技術サポート等が適切であったかの検証を行うこと。

6 応募書類の提出等

本事業への応募に係る応募書類の提出等については、【別添1】のとおりとする。

7 審査

6により提出された応募書類の審査については、【別添2】に示す審査基準により、外部有識者等から構成する委員会において審査を行い、最も優れた1件を採択案件とする。

8 その他

(1) 採択決定後の措置

ア 採択決定後、交付要綱第6条の規定に基づき、速やかに補助金の交付申請書を提出すること。

イ 特に必要と認められる場合、交付要綱第16条第1項但し書きの規定により所要の手続き等を経た上で、概算払を行うことがあること。

(2) 成果の帰属

ア 補助対象事業によって得られた知的所有権等の成果は、補助事業者（交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付決定通知を受けた法人をいう。以下同じ。）に帰属すること。

イ 補助対象事業により購入した機器・物品等の財産に係る所有権は補助事業者に帰属すること。ただし、財産については、善良な管理者の注意をもって、適切に管理するとともに、財産の処分等に際しては、交付要綱第 20 条から第 22 条までの規定を遵守すること。

ウ 補助対象事業の終了後において、消防本部等における住宅用火災警報器の設置推進施策に本事業の成果に係る知的所有権等の一部を使用する場合等には無償にて使用を認めるなど、効率的かつ公益に沿って使用することを前提に応募すること。

(3) その他

ア 消防庁、関係行政機関、関係団体等との連絡を密に図ることができるよう必要な体制を確保すること。

イ 本公募要綱に定めるものの他、交付要綱に定める事項を遵守すること。

協議要領

1 協議窓口及び方法

地域実施計画の協議は、消防本部等毎に消防庁が示す協議窓口と行う。
協議の方法については、電話、FAX、メール等を行うことを基本とする。

2 協議手順

補助事業者は、各地域における関係行政機関、関係団体等との連携について調整の上、地域実施計画案を作成し、また、補助対象事業において実施すべき業務の内容について、調整・協議する。

【地域実施計画に記載すべき事項】

- 1 支援対象者を把握するための連携方策
※各消防本部等ごとに支援対象者の把握方法、市町村福祉部局・消防機関、補助事業者、その他団体の役割分担について記述すること。
- 2 支援対象者への本事業周知に関する連携方策
※各消防本部等ごとに支援対象者への周知方法、市町村福祉部局・消防機関、補助事業者その他団体の役割分担について記述すること。
- 3 普及支援事業を補完するための連携方策
 - (1) 住宅防火に係る普及啓発活動
 - (2) 日常生活用具給付等事業との連携

3 協議に際しての留意事項

- (1) 補助対象事業に関わるもので、各消防本部等における住宅用火災警報器の設置対策に係る推進施策等との連携が可能な方策が考えられる場合には、積極的に連携を図ること。
- (2) 各消防本部等又は当該消防本部等が指定する関係行政機関、関係団体等に対して事業周知用の広報資料を送付する場合には、各当該関係行政機関、関係団体等が指定する送付日及び場所に、協議により決定した部数を送付するものとする。
- (3) 各消防本部等に対して聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の見本品を送付する場合には、各消防本部等が指定する送付日及び場所に送付すること。また、各消防本部等の数（東京消防庁、政令指定都市及び中核市消防本部にあっては、管轄する消防署の数を加えた数）を上限として各消防本部等が指定する個数の聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を送付すること。

なお、送付した聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の返却は求めないもの
とすること（消防本部等が返却を申し出た場合を除く。）。

- (4) 各消防本部等において実施する補助対象事業に係る説明（聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器に係る説明を含む。）については、各消防本部等が管轄する消防署の数を上限として、各消防本部等が指定する回数、実施日及び場所
で実施すること。その際、説明を受ける相手は支援対象者とし、専門スタッフが必要な場合には、コミュニケーションが行えるよう専門スタッフを同行させるなど必要な調整を行うこと。

審査等の手順

- 1 無償給付に係る申請受付時において、次に掲げる書類（受付時から1カ月以内での状況を確認できるものに限る。）の提出を受理。
 - (1) 生活保護受給者であることを確認できる文書又はその写し（生活保護受給の申請中である場合には、申請書類等の写し）
 - (2) 聴覚障がい者であることを確認できる文書又はその写し（聴覚障害者手帳の交付申請中である場合には、申請書類等の写し）
 - (3) 支援対象者が属する世帯に聴覚障がい者が含まれることを確認できる文書又はその写し
 - (4) 支援対象者が居住する住宅の寝室に聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が未設置であることの申出
 - (5) 本事業における個人情報の取扱いに関する同意書

- 2 1の書類により、書面にて支援対象者の条件（交付要綱第3条（1）アからウまで）を満たすか否かを審査し、要件を満たすことが形式的に確認できた場合は、無償給付の仮決定通知書を交付。

- 3 2の仮決定通知書の交付を受けた者の住宅において、1（4）が確認できた場合は、無償給付並びに必要な説明及び技術サポートを実施（ただし、1（1）及び（2）の提出書類が申請書類の写しである場合には、生活保護受給決定及び障害者手帳交付決定が確認できる書類の提出を要するものとする。）。

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の仕様及び設置基準の考え方

第1 仕様

1 考え方

- (1) 感知部については、2の仕様に適合するものとする。
- (2) 警報部については、支援対象者の住宅に居住する聴覚障がい者の事情等を踏まえ、「第2 設置基準」によること。また、仕様は3によること。

2 感知部の仕様

感知部は、光電式とし、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第3条（第10号イを除く。）、第4条、第5条、第7条及び第8条に定める基準に適合するものであること。

3 警報部の仕様

- (1) 光により警報を発するものについては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書～聴覚障がい者に対応した火災警報設備の検討～（平成23年3月）」の第4章4. 2②ア（ウ）及び参考6の内容に沿った仕様とすること。

（参考）

- ・上記報告書及び参考6のPDFファイルは以下にて参照可。

【報告書本編】

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230425-index.pdf>

【参考6】

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230425-6.pdf>

- (2) 視覚障がい等を有する等の聴覚障がい者の事情等により、光による警報を受けることで心身に影響を及ぼす等の場合には、警報音及び光以外により警報を行うものとする。
- (3) 警報音及び光以外により警報を発するものについては、諸外国における基準及び規格等を踏まえた仕様とすること。

第2 設置基準

- 1 光により警報を発するものについては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書～聴覚障がい者に対応した火災警報設備の検討～（平成23年3月）」（第4章4. 2②ア（ウ）及び参考6）の内容に沿った設置基準とすること。
- 2 警報音及び光以外により警報を発するものについては、諸外国における基準等を踏まえた設置基準とすること。
- 3 支援対象者が居住する住宅において、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の7第1項第1号ロ及びハに定める住宅の部分（以下「階段等」という。）を有する場合で、聴覚障がい者が就寝する場所が避難階以外の部分にある場合には、階段等に設置する住宅用火災警報器と聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を連動して鳴動するものにする。
- 4 聴覚障がい者宅と盲ろう者宅での設置基準は下表のとおりとすること。

	聴覚障がい者宅	盲ろう者宅
設置場所	・市町村条例で設置が義務となる居室等（寝室、階段、（台所）、（他居室））	
設置機器	<p>【障害者等級（聴覚障害に限る。）が1～3級の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者が使用する寝室は警報音と光、又は警報音と振動のいずれか希望するもの。 ・支援対象者が使用する寝室以外は警報音のみ。 <p>【障害者等級（聴覚障害に限る。）が4～6級の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者が使用する寝室は警報音と光。支援対象者が使用する寝室以外は警報音のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者が使用する寝室は警報音と振動（携帯型以外（ピローシェーカー等））。 ・支援対象者が使用する寝室以外は警報音のみ。 ・希望される場合には戸外警報器を設置。
連動の有無	・階段と支援対象者が使用する寝室は連動し、鳴動すること。	

応募書類の提出等について

1 応募書類の受付について

(1) 受付期間

平成 23 年 9 月 29 日（木）～11 月 17 日（木）17 時必着
（郵送の場合は公募締切日当日の消印まで有効）

(2) 提出方法

提出書類に必要な応募書類（「2 応募書類について」参照）を添えて、正本 1 部、副本 1 部（正本をコピーしたもの）の計 2 部を、上記期間までに下記提出先まで提出すること。

(3) 提出先、問合せ先

応募書類の提出先と問合せ先は下記のとおり。

〒100-8927

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課予防係

電話：03-5253-7523

Fax：03-5253-7533

E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

2 応募書類について

(1) 申請書

申請者名、事業名、事業概要、総事業費、補助対象経費等を記載

(2) 事業提案書

A 4 縦判の様式に 20 ページ以内（様式自由）とし、以下の内容を含むものであること。また、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけわかりやすく記載すること。

ア 申請者の概要（人員数、現在の活動内容等）

イ 事業の実施体制（関係行政機関、関係団体等との連携体制、個人情報の管理体制を含む。）

ウ 事業の実施内容

（ア）聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の無償給付

（イ）技術サポート等

（ウ）相談対応

（エ）関係行政機関、関係団体等との連携

（オ）拠点の整備、運営

(カ) 事業周知

(キ) その他

下記の3つのテーマについての記述を行うこと。

テーマ①：支援対象者への配慮の考え方（公的主体との連携、専門スタッフの配置によるコミュニケーションの円滑化等）

テーマ②：東日本大震災被災地への配慮の考え方

テーマ③：事業期間終了後の維持管理・相談への貢献

エ 無償給付を行う聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の仕様案及び調達計画案

オ その他

(3) 経費配分書

単価、数量及びその根拠を明示すること。

(4) 事業実施計画（スケジュール）

2 添付書類

(1) 上記ウ(イ)の技術サポート等に使用するリーフレット案

(2) 上記ウ(カ)の事業周知用の広報資料案

(3) 上記1エの聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器のサンプル品

(4) 生活保護費との重複防止策として講じる措置案

(5) 日常生活用具給付等事業との重複防止策及び連携のために講じる措置案

(6) 設置基準案

(7) 審査要綱案

(8) 外部委託等の計画

(9) コンプライアンス・個人情報の管理体制に係る内部規定

(10) 経理体制

(11) その他

3 留意事項

(1) 応募書類に記載する金額は、補助対象事業の実施期間に支出される経費とすること。

(2) 応募書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う予定であること。

(3) 応募書類は、各審査事項を踏まえた記載とすること。

審査基準

審査項目	審査基準	内 容
1 基本的事項	補助対象事業者としての適格性	本事業の実施機関としての的確な法人（法人の連携主体を含む。）であるか
2 実施体制等	事業の実施体制	本事業を全国で実施するための人材や組織体制があるか
	事業の連携体制	関係行政機関、関係団体等と連携体制を確保できるか
	コンプライアンス・個人情報管理体制	適切な管理体制が整備されているか
	同種類別の業務実績の有無、内容	住宅防火対策、福祉施策等に関連する住宅への設備・機器設置、維持管理・相談支援業務等の経験があるか。本事業の円滑な遂行に行かせる経験・ノウハウを有しているか。
3 事業内容	事業内容の妥当性	事業の内容が補助対象事業として妥当なものであるか
	事業の具体性・実現性等	事業の内容が具体的かつ実現可能なものであるか
	事業の創造性	事業内容に新たな提案や工夫が施されているか
	事業上の配慮	交付要綱第9条に示す事項に配慮した内容となっているか
	事業の円滑性	事業を円滑に行うための体制構築が可能なものであるか
	支援対象者への配慮	公的主体との連携、専門スタッフの配置によるコミュニケーションの円滑化等により、支援対象者の不安感を軽減するための配慮がなされているか
	東日本大震災被災地への配慮	支援対象者の把握及び住宅への設置が困難な被災地の事情を考慮し、不公平な給付にならないよう配慮がなされているか

	事業期間終了後の維持管理・相談への貢献	事業期間が終了した後の、維持管理・相談への対応について、貢献できる提案がなされているか
4 財務・経理	財務状況	本事業を実施するための財政的基礎はあるか
	資金管理・監査	補助金を適切に管理できる体制を備えているか
	補助対象経費の妥当性	補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか
5 その他	手続き等の遵守	上記の他、公募要綱に定める事項を満たし、交付要綱に定める事項の遵守が可能な体制となっているか

自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

1 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- (1) 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- (2) カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記(2)100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

2 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

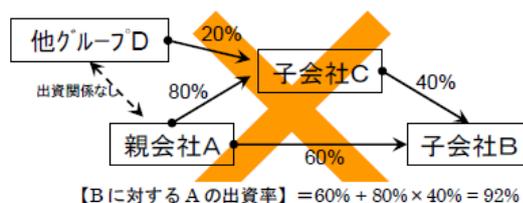
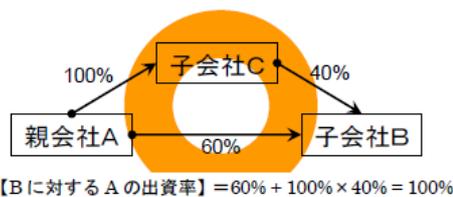
<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（XX%）とする。

※③の場合は、年度毎に（年度末中間）実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



3 留意事項

(1) 期間中の変更について

期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。

(2) 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

(3) 一般競争入札以外の方法による調達の場合

ア 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

イ 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

事務連絡
平成23年9月29日

都道府県
各 政 令 市 民生主管部（局）
中 核 市
障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」
の実施に際しての調査に関する情報提供等について

聴覚障害者に対する障害福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁においては、聴覚障害者であって生活保護を受給している者（以下「支援対象者」という。）に対して、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）を無償で配布する「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（以下「同事業」という。）を実施することとなりました。

本日付で、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、別添1のとおり同事業の実施に当たっての通知が発出され、別添2のとおり、支援対象者の特定、情報提供に際して障害担当部局、生活保護担当部局と消防本部等との連携方法についての調査依頼が行われ、別添3のとおり、質疑応答集が送付されましたので、情報提供させていただきますとともに、同事業の実施について、障害担当部局と生活保護担当部局、消防本部等との連携につき、特段のご配慮をお願いします。また、都道府県におかれましては管内市町村に対してご周知下さいますようお願いいたします。

別添2の調査につきましては、支援対象者に住警器を配布するための連携体制について調査するものであることから、支援対象者に対する住警器の必要性を勘案頂き、生活保護担当部局、消防本部等の関係部局と連携しつつ、地域の実情に応じたご対応を頂くようお願いいたします（調査の回答については、消防本部等からなされますので、当方への回答は不要です。）。

なお、生活保護担当部局に対しては、別途社会・援護局保護課より事務連絡が発出されることとなっておりますので、念のため申し添えます。

(照会先)
厚生労働省社会・援護局障害保健
福祉部企画課自立支援振興室
田口
電話 03-5253-1111(内線3079)
03-3595-2097(直通)
FAX 03-3503-1237

事務連絡
平成23年9月29日

都道府県
各 政 令 市 民生主管部（局）
中 核 市
生活保護主管課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」
の実施に際しての調査に関する情報提供等について

生活保護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁においては、聴覚障害者であって生活保護を受給している者（以下「支援対象者」という。）に対して、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）を無償で配布する「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（以下「同事業」という。）を実施することとなりました。

本日付で、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、別添1のとおり、同事業の実施に当たっての通知が発出され、別添2のとおり、支援対象者の特定、情報提供に際して生活保護担当部局、障害担当部局と消防本部等との連携方法についての調査依頼が行われ、別添3のとおり、質疑応答集が送付されましたので、情報提供させていただきますとともに、同事業の実施について、生活保護担当部局と障害担当部局、消防本部等との連携につき、特段のご配慮をお願いいたします。また、都道府県におかれましては管内実施機関に対してご周知下さいますようお願いいたします。

別添2の調査につきましては、支援対象者に住警器を配布するための連携体制について調査するものであることから、貴殿におかれましては、支援対象者に対する住警器の必要性を勘案頂き、消防本部等の関係部局と連携しつつ、地域の実情に応じたご対応を頂くようお願いいたします。（調査の回答については、消防本部等からなされますので、当方への回答は不要です。）

なお、障害担当部局に対しては、別途障害保健福祉部企画課自立支援振興室より事務連絡が発出されることとなっておりますので、念のため申し添えます。

（照会先）
厚生労働省社会・援護局保護課
自立支援係長 大友
電話 03-5253-1111（内線 2834）
03-3595-2613（直通）
FAX 03-3592-5934

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱

平成23年4月22日消防予第107号

(通則)

第1条 住宅用火災警報器普及支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、財政法（昭和22年法律第34号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、住宅用火災警報器普及支援事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、住宅用火災警報器の設置を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援対象者 次に掲げるすべての条件を満たす者をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）であること。
 - イ アの者が世帯主となる世帯の構成員（アの者と生計を一にする者をいう。）に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に限る。）を所持する身体障害者又は同等以上の障害を有する者（18歳未満の者を含む。以下「聴覚障害者」という。）が含まれること。
 - ウ イの聴覚障害者が居住する住宅に、住宅用火災警報器であって、聴覚障害者が火災を有効に覚知できるもの（以下「聴覚障害者対応型住宅用火災警報器」という。）が未設置であること。
- (2) 住宅用火災警報器普及支援事業 支援対象者に対し、次に掲げる支援を行う事業であって、法人が行うものをいう。
 - ア 聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の無償給付
 - イ 聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の設置及び作動確認等、並びに維持管理等に係る必要な説明及び技術サポート（以下「技術サポート等」という。）

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるすべての業務を行う事業とする。

- (1) 住宅用火災警報器普及支援事業に関する業務
- (2) (1)の業務に附帯して必要な次に掲げる業務
 - ア 相談対応に関する業務
 - イ 関係行政機関、関係団体等との連携に関する業務
 - ウ 拠点の整備、運営に関する業務
 - エ 事業周知業務
 - オ その他の業務

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、次の各号に掲げる経費の総額とする。

- (1) 前項各号に掲げる業務に必要な経費
- (2) (1) に付帯して必要な事務費

(交付額)

第5条 消防庁長官は、前条第2項の補助対象経費について、予算の範囲内において、補助金の交付決定通知を受けた法人（以下「補助事業者」という。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 交付決定の額は、100万円を下限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）は、様式第1号による交付申請書を消防庁長官が別に定める日までに消防庁長官に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 消防庁長官は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 消防庁長官は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 消防庁長官は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 消防庁長官は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を消防庁長官に提出しなければならない。

(補助対象事業を行う際配慮すべき事項)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に配慮して行うものとする。

- (1) 聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の無償給付に当たっては、生活保護費との重複がないことを確認するとともに、公正な審査の確保に努めること。
- (2) 無償給付を行う聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の仕様は、聴覚障害者が有効に火災を覚知するために必要最低限のものであること。
- (3) 個人情報の適正な取扱いを図ること。

- (4) 支援対象者との必要なコミュニケーションが行える体制により実施すること。
- (5) 関係行政機関、関係団体等との連携を密に図ること。

(契約)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者が前項の契約をした場合には、当該契約に係る次の各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- (1) 契約者
 - (2) 契約年月日
 - (3) 契約の方法
 - (4) 契約の内容
- 3 補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを消防庁長官に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を消防庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20%以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更するとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合を除く。
- 2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 消防庁長官は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を消防庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を消防庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、消防庁長官から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を消防庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を消防庁長官に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る

- 会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第15条 消防庁長官は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 消防庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、消防庁長官は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第16条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を消防庁長官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 消防庁長官は、第11条第4項の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく消防庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- 2 消防庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 消防庁長官は、前項の返還を命ずる場合は、第1項(4)に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- 2 消防庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助対象事業の経理)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第20条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を消防庁長官に提出し、その承認を受けなければならない（消防庁長官が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第21条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する消防庁長官の承認については、消防庁長官が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって消防庁長官の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第22条 補助事業者は、第20条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第13号による届出書を消防庁長官に提出しなければならない。

2 消防庁長官は、前項の届出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、消防庁長官は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、消防庁長官に提出するものとする。

(補足事項)

第24条 補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、消防庁の名称を使用することができる。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1） 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付申請書

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 ， 千円

3 補助対象事業の概要

法人名 代表者氏名	(注1)
補助対象事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付申請額（定額）		事業費（総額）
経費区分	支援事業費（注3）	
	事務費（注4）	
	合計	

4 添付資料

(1) 事業に要する経費の見積書

(2) 法人の連携主体が行う者については、

① 事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの

- ② 本様式に従って交付申請書を提出する法人が、事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注5）
- (3) 事業計画書（注6）

(注1) 法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者

と記載すること。

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注3) 住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）

第4条第2項（1）に定める経費を記載すること。

(注4) 交付要綱第4条第2項（2）に定める事務費を記載すること。

(注5) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面を添付すること。

(注6) 事業計画書は、A4縦判の用紙に横書きで20ページ以内（様式自由）とし、以下の内容を含むものであること。

ア 申請者の概要（人員数、現在の活動内容等）

イ 事業の実施体制（関係機関・団体との連携体制、コンプライアンス・個人情報の管理体制を含む。）

ウ 事業の実施内容

- ① 聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の無償給付
- ② 技術サポート等
- ③ 相談対応
- ④ 関係行政機関・関係団体等との連携
- ⑤ 拠点の整備、運営
- ⑥ 事業周知
- ⑦ その他

エ 無償給付を行う聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の仕様及び調達計画

オ スケジュール

様式第2号（第7条第1項関係）

消防総 第 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名

消防庁長官 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1のとおりとする。

- 2 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。

- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
支援事業費	
事務費	
合計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

補助対象事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助対象事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費 (総額)
経費区分	支援事業費	
	事務費	
	合計	

備考

補助金交付の条件

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを消防庁長官に提出しなければならない。
- (3) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない。ただし、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- (5) 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を消防庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助対象事業の遂行及び収支の状況について、消防庁長官から要求があった場合は、速やかに状況報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (7) 補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (8) 補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (9) 補助対象事業の経理については、補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (10) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない(交付要綱第20条第1項の規定により消防庁長官が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- (11) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (14) 補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、消防庁の名称を使用することができる。
- (15) 補助事業者(当該補助事業者と交付要綱第10条の規定により契約した者を含む。)は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標(商標法(昭和34年法律第127号)の規定に基づき登録されたものに限る。)を使用することができる。
- (16) 補助事業者が交付要綱第10条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
 - ① 契約者
 - ② 契約年月日
 - ③ 契約の方法
 - ④ 契約の内容

様式第3号 (第8条第2項関係)

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 (注)

印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金申請取下げ届出書

平成 年 月 日付けで補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請 (平成 年 月 日付け第 号) を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理由

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印 」
と記載すること。

様式第4号（第11条第1項関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注） 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の一部を変更する必要があるため、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

国庫補助金交付決定額（定額）		事業費（総額）
経費区分	支援事業費	
	事務費	
	合計	

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助対象事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助対象事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付金の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」
と記載すること。

様式第5号（第11条第3項関係）

消防総 第 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名

消防庁長官 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
（本変更承認前の交付決定額は、 金 ， 千円）
- 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
支援事業費		
事務費		
合計		

- 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1

補助対象事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助対象事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費 (総額)
経費区分	支援事業費	
	事務費	
	合計	

備考

補助金交付の条件

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを消防庁長官に提出しなければならない。
- (3) 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない。ただし、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- (5) 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を消防庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助対象事業の遂行及び収支の状況について、消防庁長官から要求があった場合は、速やかに状況報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (7) 補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (8) 補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を消防庁長官に提出しなければならない。
- (9) 補助対象事業の経理については、補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (10) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ消防庁長官の承認を受けなければならない(交付要綱第20条第1項の規定により消防庁長官が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- (11) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (14) 補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、消防庁の名称を使用することができる。
- (15) 補助事業者(当該補助事業者と交付要綱第10条の規定により契約した者を含む。)は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標(商標法(昭和34年法律第127号)の規定に基づき登録されたものに限る。)を使用することができる。
- (16) 補助事業者が交付要綱第10条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
 - ① 契約者
 - ② 契約年月日
 - ③ 契約の方法
 - ④ 契約の内容

様式第6号（第11条第4項関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を中止（廃止）したいので、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業を中止（廃止）する理由

2 補助対象事業の支出額内訳

(千円)

経費区分	既実施部分額	未実施部分額	合計
支援事業費			
事務費			
合計			

3 補助対象事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

(注) 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者

」

と記載すること。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業の事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、下記の事故が発生したので、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助対象事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助対象事業の遂行及び完了の予定

（注）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者
と記載すること。」

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1） 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業の状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施状況について、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
支援事業費					
事務費					
合計					

2 補助対象事業の遂行状況（注2）

（注1）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 ）」
と記載すること。

（注2）補助対象事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類（様式自由）を添付すること。

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注）

印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

2 事業の実施状況

事業内容	
開始日	
完了日	

3 事業収支総括表

(円)

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(円)

支出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
支援事業費		
事務費		
合計		

様式第10号 (第15条第1項関係)

消防総 第 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名

消防庁長官 印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
支援事業費	
事務費	
合計	

- 3 返還額

様式第11号 (第16条第2項関係)

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 (注)

印

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の精算払 (第 回概算払) を受けたので、住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 , 千円也

2 内 訳
(清算払いの場合)

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①-②
支援事業費				
事務費				
合計				

(概算払いの場合)

(千円)

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
支援事業費				
事務費				
合計				

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者
と記載すること。」

様式第12号（第18条第1項関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1） 印

消費税仕入控除額の確定に伴う報告書

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第15条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

（注1）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第13号（第20条第1項、第21条、第22条第1項関係）

年 月 日

消防庁長官 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名（注1） 印

申請
住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業に係る財産処分承認届出書

住宅用火災警報器普及支援事業費補助金の対象となる事業により取得（増加）した財産の処分を
行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。
届け出ます。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方（注2）
 - (2) 処分しようとする財産の範囲（注3）
 - (3) 処分の期間（注2）
 - (4) 処分の条件（注2、注4）

（注1）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 ）」
と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

（注3）処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。

（注4）無償・有償の別、その他の条件を記載すること。なお、有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入すること。